

熊本県公報

第 1 1 1 7 9 号
平成 16 年 10 月 8 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定.....(森林保全課)	1
○河川区域の廃止.....(河川課)	2
○廃川敷地の発生.....(")	2
○身体障害者福祉法に基づく事業者の指定.....(精神保健福祉課)	2
○知的障害者福祉法に基づく事業者の指定.....(")	2
○児童福祉法に基づく事業者の指定.....(")	2
○指定居宅サービス事業所の指定.....(介護保険課)	3
公 告	
○開発行為に関する工事完了.....(建築課)	3
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見.....(商工政策課)	3
○熊本県総合型防災情報システム (FAX 通報システム) 構築業務委託.....(防災消防課)	3
○県営土地改良事業計画の決定.....(農村計画課)	6
登 載 依 頼	
○天草地域保健医療推進協議会の開催.....(地域医療推進課)	6
○熊本県主要農作物奨励品種審査会の会議の開催.....(農産課)	6

告 示

熊本県告示第 1005 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 16 年 10 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市・球磨郡球磨村・球磨郡錦町・球磨郡多良木町・球磨郡湯前町・球磨郡水上村・球磨郡相良村・球磨郡山江村・球磨郡あさぎり町・八代市・八代郡坂本村・葦北郡芦北町（以上 12 市町村国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 指定の目的 水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
人吉市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
人吉市・球磨郡多良木町・球磨郡水上村（以上 3 市町村国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡坂本村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県関係地域振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1006号

昭和50年3月31日熊本県告示第280号の105一級河川菊池川水系初田川の河川区域の指定を次のように改める。

関係図面の一部を次のように改める。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県鹿本地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成16年10月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(図面省略)

熊本県告示第1007号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県鹿本地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成16年10月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称
一級河川菊池川水系初田川
- 2 廃川敷地が生じた年月日
平成16年10月8日
- 3 廃川敷地の位置
鹿本郡菊鹿町大字松尾字諸尾1175番3地先から
鹿本郡菊鹿町大字松尾字田中1276番地先まで
- 4 廃川敷地の面積
1,060.02平方メートル

熊本県告示第1008号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年10月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
ホームヘルプサービスこみゆ 下益城郡松橋町曲野1227番地	特定非営利活動法人えんば 下益城郡松橋町曲野1227番地 福田 誠治	平成16年 10月1日	43000100184117	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第1009号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年10月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
ホームヘルプサービスこみゆ 下益城郡松橋町曲野1227番地	特定非営利活動法人えんば 下益城郡松橋町曲野1227番地 福田 誠治	平成16年 10月1日	43000200251113	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第1010号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年10月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
ホームヘルプサービスこみゆ 下益城郡松橋町曲野 1227 番地	特定非営利活動法人えんば 下益城郡松橋町曲野 1227 番地 福田 誠治	平成 16 年 10 月 1 日	43000300168118	児童居宅介護

熊本県告示第 1011 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 10 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
C & R 熊本市新町四丁目 2 番 29 号 明八ビル 101 号	医療法人 CCR	平成 16 年 10 月 1 日

公 告

熊本県公告第 787 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 16 年 10 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
下益城郡城南町大字坂野字下鶴 945 番地 1、同 945 番 5、同字上鶴 980 番 1、同字外鶴 1011 番、同 1013 番 1、同 1013 番 2、同 1015 番 1、同 1015 番 2、同 1016 番、同 1017 番、同 1019 番の一部、同大字千町字塘外 1 番 1、同 17 番 2、同 18 番 2、同 23 番 2、同 26 番 2、同 27 番 2、同 36 番 2、同 37 番 2、同 38 番の一部、同 67 番、同 68 番、同 69 番、同 70 番 1、同 70 番 2、同 71 番の一部、同 72 番の一部、同 73 番の一部、同 75 番、同 76 番 1、同 76 番 2、同 78 番、同 79 番、同 80 番、同大字築地字外河内 47 番 1、同 47 番 2、同 47 番 3、同 48 番、同 49 番 1、同 49 番 2、同水路の一部 及び同里道の一部
67,767.73 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下益城郡城南町坂野 945 番地
五木食品株式会社

熊本県公告第 788 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき平成 16 年 4 月 19 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により錦町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 16 年 10 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンロードシティ
熊本県球磨郡錦町西字打越 715 番 1 号 ほか
- 市町村意見の概要
今回の届出内容を検討した結果、周辺住民の生活環境に対する影響はなく、届出どおりに実施されることに異論はない。
- 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局振興調整室
平成 16 年 10 月 8 日から平成 16 年 11 月 8 日まで

熊本県公告第 789 号

次のとおり一般競争入札に付する。